

議案第195号

区画整理記念・交流会館建設工事請負契約の一部変更について

区画整理記念・交流会館建設工事請負契約（令和3年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和3年2月25日議決における 契約金額（契約の1）
2,887,951,000円	2,368,300,000円

令和5年11月29日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

区画整理記念・交流会館建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

区画整理記念・交流会館建設工事請負契約締結について

区画整理記念・交流会館建設工事請負契約を次の要項により締結する。

契約の1

- | | | | |
|---|---------|---------------------------------|----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄骨造9階建建物1棟 | |
| | | 建築面積 | 1,155.72平方メートル |
| | | 延床面積 | 8,431.88平方メートル |
| | | 附帯工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都千代田区五番町4番地7
株式会社 ナカノフドー建設 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 2,368,300,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和5年3月15日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市港区磯路1丁目 | |

契約の2

省 略

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。